

死亡労働災害速報（令和7年7月）

（建災防宮城県支部）

塗装作業中に屋根から約3m下に墜落			
発生年月	令和7年6月 午後2時台（日付など詳細は不明）		
業 種	木造家屋等建築工事業	事業場規模	不詳
事故の型	墜落・転落	起 因 物	屋根、はり、もや、けた、合掌
発生状況	平屋住宅のトタン屋根の塗装工事現場において、高さ約3mある屋根上で屋根の付け根部分の塗装を行っていたところ、屋根下のコンクリート面に墜落した。		
災 害 防 止 対 策	（関係機関で調査中であり、類似災害に係る一般的な注意事項を記載します。 また、事故の原因を記載しているものではありません。）		
	- 高さ2m以上の場所で作業させる場合には、作業床の端に、手すり等墜落防止措置を設けること。 - 手すりを設けることが困難、臨時に取り外す、墜落・転落のおそれがあるといった場合は、親綱を張るなどにより、現場の状況を踏まえ、確実に安全が確保できる墜落制止用器具(安全带)の使用を徹底すること。 なお、幅が1m以上ある箇所では、原則、一側足場ではなく本足場を設けなければならないことに留意すること。 - 作業主任者、作業指揮者は、作業者の安全带、保護帽などの使用状況を監視し、適切な使用を維持させること。 - 高所作業について、関係労働者に対し、その危険性、安全作業手順など必要な事項の教育を行うこと。 高さ2m未満の作業床やはしご・脚立でも重篤な災害が発生していることを安全教育、KYTなどで指導し、安全意識の徹底と適切な対策を図ること。 - 工事内容、地形など様々な作業環境を踏まえたリスクアセスメントを行い、危険の洗い出しと低減措置を具体的に作業計画に盛り込むこと。 - 当日の作業を開始する前に、ミーティング・KYTなどを行い、作業内容・安全対策の確認を行うこと。 - 高年齢労働者はベテランであっても平衡(バランス)感覚、俊敏性などに低下がみられることから、安全に作業できるよう、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく対策を進めること。 - 日頃から作業者の健康管理に留意し、当日の体調に応じた適切な作業指示・管理を行うこと。 加えて、夏場は熱中症対策(改正安衛則 6/1～)に万全を期すこと。		



災害イメージであり、実際とは異なります。

